令和元年６月７日（金）記者会見資料

予算　６３０千円

お問い合わせ
健康推進課管理・調整チーム
（０５６２-５４-１３００）

資料 1-2

骨髄等の提供者及びその方を雇用する事業所に対する交付金制度を創設します

一人でも多くの命を救うため、骨髄等（骨髄及び抹消血幹細胞）の提供者及びその方を雇用する事業所に対し交付金を交付することで、骨髄等を提供しやすい環境づくりを推進します。

１　交付対象

（1）骨髄等の提供者（次のアからウのいずれにも該当する方）

ア　骨髄等の提供日に知多市内に住所を有する方

イ　公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了した方

ウ　他の市町村から同種の交付を受けていない方

（2）骨髄等の提供者を雇用する国内事業所（ただし、一部適用除外要件あり）

２　交付金の額

（1）骨髄等の提供者

骨髄等の提供のための通院又は入院に要した日数（通算７日を上限）

１日につき２０，０００円

（2）骨髄等の提供者を雇用する国内事業所

骨髄等の提供者が、骨髄等の提供のための通院又は入院に要した日数（通算７日を上限）

１日につき１０，０００円

３　交付金受付開始日

令和元年７月１日（月）から

４　財源内訳

県補助金　３１５千円（補助率１／２）

▲骨髄バンク事業のＰＲパンフレット